

令和 7 年 度

ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業

公 募 要 領

令和 7 年 4 月

公益財団法人 諫早湾地域振興基金

令和7年度 ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業

公 募 要 領

公益財団法人諫早湾地域振興基金(以下、「基金」という。)では、諫早湾干拓事業であらたに生まれた場所・空間のさらなる魅力づくりや環境保全、にぎわいづくり、利活用に資する事業を、以下の要領で広く募集します。

応募に際しては、「ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付要領」も併せてご確認ください。

第1 事業の趣旨

諫早湾干拓事業によって生まれた潮受堤防は「雲仙多良シーライン」の名称で、諫早市と雲仙市をつなぐ道路として利用されており、これに干拓地、調整池及び自然干陸地などを合わせたあらたに生まれた場所・空間については、今後、諫早湾地域の資源としてさらなる魅力づくりやにぎわいづくり、多種多様な利活用が期待されているところです。

基金では、これらの場所・空間をレジャー・観光・景観・環境等、地域活性化の資源として捉え、諫早湾周辺住民の方たちが企画・立案し取り組む、植栽などの景観向上の取組みや環境美化活動、各種イベントの開催等に要する経費に対して支援します。

第2 公募対象助成事業

この公募で募集する事業は、次のとおりとします。

○諫早湾干拓事業により、あらたに創出された場所・空間の魅力づくりや環境保全、にぎわいづくり、利活用に資する事業

ただし、次のような事業は対象となりません。

- 地区住民の交流行事など、親睦会的な事業
- 宗教的活動や政治的活動を目的とする事業
- 私的な利益を目的とする事業
- 具体的な活性化の取組みを伴わない調査・研究事業 など

第3 応募者の要件

応募(事業提案)ができるのは、次の1, 2のいずれかに該当する団体です。事業提案が採択された団体においては、採択された事業を主体的に行っていただく必要があります。

また、事業実施に係る経理及びその他の事務において、適切な管理体制及び処理能力を有し、助成事業全体及び交付された助成金の適正な執行に

関し責任を持つことができる団体であることが必要です。

- 1 諫早湾周辺地域に事業所及び活動場所を有する団体
- 2 諫早湾周辺地域に住所を有する人または同地域に勤務をする人のいずれかに該当する人が、5人以上参加しており、団体の構成員の過半数を占めている団体

第4 助成対象経費の範囲

本事業の助成の対象となる経費は、事業内容を実施するために直接必要な経費とし、助成対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類(請求書、領収書の写しなど)によって金額、内容等が確認できるもののみとします。

また、この助成金以外に県・市などから補助金等を受け入れる場合や、事業収入(イベントにおける販売収入、協賛金、寄付金など)を伴う場合などについては、事業に直接必要な経費から補助金その他の収入の額を控除した額が助成対象経費となります。

第5 助成金の限度額

本事業の助成金は、一団体につき、80万円以内とします。

なお、実際に交付される助成金の額は、申請書類等の審査の結果等に基づき決定されることになりますので、必ずしも申請額と一致するとは限りませんので、ご注意ください。

第6 応募の方法

次に掲げる書類を期日までに応募先へ持参、または郵送(必着)してください。

- 1 事業計画概要書(事業提案書)
- 2 収支予算書
- 3 団体の概要書

○応募書類様式は、次の場所に置いています。

諫早市農業振興課「干拓室」

諫早市森山支所、高来支所、小長井支所

雲仙市農漁村整備課

雲仙市愛野総合支所、瑞穂総合支所、国見総合支所

当基金事務所

- 提出された書類は返却しませんので、控えをおとりください。
- 応募(事業提案)に要する経費は、すべて提案者の負担となります。

第7 募集期間

○令和7年度ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業の募集
令和7年5月7日(水)から令和7年6月24日(火)まで

第8 採択事業の決定

応募された事業については、「ひとが行き交う諫早湾づくり助成事業採択委員会」にて審査を行い、予算の範囲内で実施事業を採択します。

審査結果については書面で通知するものとし、審査経過や審査結果についての個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

第9 事業実施期間

実施期間は、令和8年3月31日までとします。

第10 応募先及びお問い合わせ先

〒854-0063

諫早市貝津町3118-5

公益財団法人 諫早湾地域振興基金

TEL 0957-26-6808

FAX 0957-26-6841

※本様式に、別紙の【応募様式2】の1から3の書類を添えて、応募ください。

【応募様式1】

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金あて

申請者住所

申請者名

印

〇〇年度ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業採択申請書

〇〇年度ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業により事業を実施したいので、
下記の関係書類を添えて、事業計画の採択を申請します。

記

- 1 事業計画概要書(事業提案書)
- 2 収支予算書
- 3 団体の概要書

【応募様式2】

〇〇年度ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業応募事業

1 事業計画概要書(事業提案書)

事業実施主体名 (代表者名) (代表者住所) (代表者電話番号))	
事業実施場所	
事業の内容	※実施したい事業目的、内容、規模など、具体的に記入ください。 合わせて、期待される効果なども記入ください。

2 収支予算書

1 収入の部	千円
公益財団法人諫早湾地域振興基金助成金	〇〇〇
自己資金	〇〇〇
.....	
その他	
合 計	〇〇〇
2 支出の部	
※具体的な経費の内訳を記載	
(例) 種苗購入費、役務費、消耗品費など	
合 計	〇〇〇

3 団体の概要書

団体名 ()

団体の目的等	※団体を作っている目的などを記入ください。
団体の活動内容	※これまでの主な活動内容、活動場所などを記入ください。
団体事務所の有無	ある ・ なし (※いずれかに○を付けてください。) ↓ (住所) (電話番号)
団体の構成員数	合計 ○○人 うち諫早湾周辺住民等の合計数 ○○人 ↑ (諫早湾周辺に住所を有する人または当該地域に勤務をしている人の合計数。)

ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付要領

公益財団法人 諫早湾地域振興基金

(目的)

第1条 公益財団法人諫早湾地域振興基金（以下、「基金」という。）は、諫早湾干拓事業により創出された場所・空間のさらなる魅力づくりや環境保全、にぎわいづくり、利活用を目的として、諫早湾周辺住民の参画による、この目的に資する事業に対しひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付するものとし、その交付についてはこの要領に定めるところとする。

(助成対象者の基準)

第2条 助成対象者は、諫早湾周辺住民の参画により事業を提案するとともに当該提案事業を実施する団体とする。

(助成対象事業等の基準)

第3条 助成対象事業、助成対象経費及び助成額は、別表のとおりとする。

(助成対象者、助成対象事業等の決定及び事業の着手)

第4条 基金は、毎年度、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業公募要領を定め、その内容を諫早市及び雲仙市が発行する広報紙並びに基金のホームページに掲載し、公募を行うものとする。

2 基金は、応募された事業計画概要書の確認を行い、「ひとが行き交う諫早湾づくり助成事業採択委員会」の審査をふまえたうえで、助成対象者及び助成対象事業等を決定し、その結果を書面により通知（以下、「採択決定通知」という。）するものとする。

3 事業の着手は、原則として、採択決定通知に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえでやむを得ない事情があり、かつ、助成対象事業の実施のために必要不可欠であると判断される採択決定前の経費については、助成対象とすることができる。

(助成金の交付申請)

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた助成対象者は、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて基金の理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要書
- (4) 前条第3項ただし書きの経費を助成対象として申請する場合は、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付申請にかかる申立書(様式第2号)
- (5) その他基金の理事長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 基金の理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付決定通知書(様式第3号)により助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による決定通知を受けた者は、助成事業の完了した日から30日を経過した日又は3月31日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直前の日曜日又は土曜日でない日)のいずれか早い日までに、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、基金の理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他、基金の理事長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第8条 基金の理事長は、前条の規定による実績報告の内容審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の目的に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付確定通知書(様式第5号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定による確定通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付請求書(様式第6号)を、基金の理事長に提出しなければならない。

なお、基金の理事長は、事業の実施にあたり、概算払が必要と認められる助成対象者に対し、事業の進捗状況をもとに助成金を概算払することができるものと

する。この場合、助成対象者は、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金概算払請求書（様式第7号）を基金の理事長に提出しなければならない。

- 2 基金の理事長は、上記各請求書の内容を確認の上、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に助成対象者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 基金の理事長は、助成金を当該事業以外の用途に使用したと認めたときは、助成金交付決定を取消し、又はすでに助成金が交付されているときは、その一部又は全部の返還を、期限を定めて命ずることができる。

附 則 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

- 2 この要領の施行に伴い干拓有効利活用整備助成金交付要領は廃止する。

附 則 この一部改正要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この一部改正要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 この一部改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象事業	助成対象経費	助 成 額
諫早湾干拓事業により創出された場所・空間のさらなる魅力づくりや環境保全、にぎわいづくり、利活用に資する事業であって、諫早湾周辺住民の参画によって事業の提案及び実施がなされるもの	助成対象事業の実施に要する経費で理事長が認めるもの	予算の範囲内で理事長が認める額 （但し、1団体につき80万円以内とする）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者

印

（ 年度）ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付申請書

年度においてひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金の交付を受けたいので、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付要領第5条の規定により次の関係書類を添えて下記の額を申請します。

記

事 業 名

助成事業に要する経費 円

交 付 申 請 額 円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 団体の概要書

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者

印

（ 年度）ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付申請
にかかる申立書

年 月 日付けで採択決定があった平成 年度ひとが行き交う諫早湾づくり
促進事業について、下記のとおり採択決定前に着手した事業の経費を助成対象とし
て認めていただくよう申立します。

記

1 採択前着手の理由

2 採択前着手の内容及び経費

年 月 日	内 容	経 費
合 計		円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 印

（ 年度）ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記助成金については、次のとおり交付することに決定したので、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付要領第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定の条件

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者



（ 年度）ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金実績報告書

年 月 日付け 諫基 第 号で交付決定の通知があった標記助成金について、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付要領第7条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事 業 名

2 助成事業に要した経費 円

3 助 成 金 の 額 円

4 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 

（ 年度）ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記助成金については、次のとおり交付することに確定したので、ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付要領第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付確定の内容
- 3 交付確定の条件

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者

印

（ 年度）ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金交付請求書

年 月 日付け 諫基 第 号で交付確定通知があった標記の助成金を、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金 円

※ 助成金送金先を記載のこと。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者

印

（ 年度）ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業助成金概算払請求書

年 月 日付け 諫基 第 号で交付決定があった標記の助成金について、下記により 円を概算払により支払いされたく請求します。

記

区 分	助成金額 (交付決定額)	既受領額	今回請求額	残高	付記事項
		金 額	金 額	金 額	事業完了予定
年度 ひとが行き 交う諫早湾 づくり促進 事業	円 (出来高)	円 (%)	円 月 日ま での出来高 (%)	円	年 月 日

※ 助成金送金先を記載のこと。